

## 一教 育 目 標一

至誠の心にみちた生徒を育てる。  
心身ともに健康な生徒を育てる。  
個性豊かにして、創造力に富み、  
協調性のある生徒を育てる。  
自然を愛し、平和を尊び、  
自他を大切にする生徒を育てる。

## 一生 徒 心 得一

学校は学習と生活経験を通じて人格の形成を目指す場であり、よりよい社会の形成者となる資質を涵養するところである。

生徒は学校生活を通じて

- 豊かな知性と純粋な情操
- 強健な身体と強い意志
- 望ましい社会性と自主性

等の資質を、よりよく発展させ、より多く体得してゆくようにしなければならない。このためには、生徒自身が自己の立場を自覚して積極的意欲的に学校生活に参加し、その中から真に個性を発見し、自己陶冶をはかるとする意志を持ち続けることが、もっとも大切なことである。

生徒心得はこの目標の達成を願い、明るく秩序ある学校生活を実現するために定められている。したがつて心得にない事項に関しては生徒の良識に任せるものが多い。

8. 許可なく火気を使用してはならない。
9. 校舎内、中庭等で球技、遊技をしないこと。
10. 音楽室以外の場所での楽器の使用については、学校で許可された場合のみとする。
11. いかなる理由でも、暴力を行使してはならない。  
また危険物の所持は禁止する。
12. いかなる場合でも、喫煙・飲酒は禁止する。
13. 車・バイクによる登下校は、これを禁止する。
14. 通学に自転車を使用する者は、定められた規則に従うこと。※
15. 部活動、生徒会活動などは、顧問など関係教職員の指導のもとに行い、特に休日活動や対外活動、活動延長、早朝練習などをする場合には生活指導部に届け出ること。※
16. 集会・掲示・放送・印刷・ビラ撒きなどを校内で行う場合は、生活指導部に相談し、その許可を得ること。
17. 公共物・運動具・施設（運動場、体育館、教室、特別室等）を無断で使用しないこと。※
18. 休日（土曜・日曜・国民の祝日・12月29日～1月3日）には登校しないこと。※
19. 休業日（春休み・夏休み・冬休みなど）に登校する場合は、休業日登校規定に従うこと。※
20. 校外の行動（特に旅行・夜間にわたる外出・校外の団体への加入等）については、常に保護者の許可を得ること。※

21. アルバイトは禁止とする。
22. 携帯電話を学校に持ち込む際は、必要最低限の使用にとどめること。HRや授業時等において担当教諭より指示がない限り、電源を切り、鞄またはロッカーに保管しておくこと。また、SNS等、情報モラルを守った使用をすること。

## II. 自主的活動

基準 学校内外での自主的活動、および家庭や地域社会での行動は、常に責任を自覚し、建設的で計画性を持ったものでなければならない。

さらに

- ・よりよい集団の形成につとめる。
  - ・集団の秩序を保つようにつとめる。
  - ・常に身体の安全に留意する。
- などは必ず心得ておくべきである。

## 休業中の心得

休業中の生活設計は、まずしっかりと自分の目標を定め、その上で立てなければならない。

学校生活の規律を離れ、無計画に陥りやすいこの期間を、実り多い、悔いのないものにしてほしい。主体的な意欲と実行、それに安全への配慮を根本として、有意義な日を送ろう。

① よく考えた計画を立て、規則的な生活をしよう。

自分に適した最もよい計画を立て、バランスのとれた規則的な生活をしよう。計画は最大でも最小でもいけない。無理のない充実した内容を盛るようしよう。また、計画をときおり修正して、いつも自分にとって最善のものであるよう努力しよう。

② 積極的な学習活動を展開しよう。

基礎学力の充実をはかり不振科目の回復をはからう。宿題は早目にやろう。また将来の自己の進路を研究しよう。平常はできない継続的・集中的な読書、研究、調査、実験などをすすんで試みよう。また、博物館や美術館等の見学、演劇・映画・音楽等の鑑賞、ボランティア、旅行などもできれば試みよう。

③ 日常生活を規律あるものにしよう。

計画的な日常生活を送ろう。外出は、行先・帰宅時刻を必ず保護者に知らせてから行動しよう。訪

問先の好意に甘えて、夜帰宅時間がおくれ、保護者に心配をかけるようなことはないようにしよう。突発的で身勝手な行動に及ぶことはやめよう。

④ 外出の際はつねに安全に気をつけよう。

外出の際は、清潔端正な服装を心がけ犯罪に巻き込まれる恐れのある場所には近づかないようにしよう。旅行は計画を立て行い、特に水辺活動やトレッキング等を行う際は、安全に十分に気を付けよう。交通法規を含めルールを守り、心身ともに安全に過ごそう。

⑤ アルバイトは学校生活に良い環境を与えないの  
で、禁止とする。

⑥ 交際や友人関係においては、どんな親しい間が  
らでも、社会的良識をもって行動しよう。

登 校：登校する際は、決められた教室を担当教員  
又は日直の許可を得て用いること。又、服装  
はP. 4の生活規律に準ずる。

在校時間は平日 9：00～16：00とする。

土曜日、日曜日及び休日等は登校しないこと。

校内において、日程表で認められた部、同好  
会等以外の楽器等の使用は認めない。

服 装：登校時には、身分証明書を携行すること。

部活動：休業中の部活動は次のこと留意して行お  
う。

・活動時間を守る。活動は 9：00～16：00と

する。

- ・過重な負担にならないように留意し、顧問  
や部員と十分に調整し、計画的に活動する。
- ・活動計画は事前に生活指導部に届け出る。

事 故：不測の事故の場合は、ただちに日直、顧問  
担任など学校に連絡し、指示をうけること。

## －自転車使用規定－

### 1. 自転車通学について

- (1) 自転車通学にはさまざまな危険が伴い、又、校内の駐輪場に限りがあるので、できるだけ徒歩、または、自転車以外の交通機関で通学することが望ましい。特に、あまり長距離の自転車通学は、危険性が高いので好ましくない。
- (2) 自転車通学は、自転車損害賠償保険等に加入し、所定の手続きを経た生徒に限って許可する。
- (3) 自転車通学を許可された生徒は交通規則、及び注意事項を遵守し、安全に充分気をつける。

### 2. 自転車通学許可申請手続きについて

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可条件、及び注意事項を保護者と十分検討し、保護者の承認の上で自転車通学許可申請書に所定の事項を記入し、担任に提出する。(申請に必要な用紙は、生活指導部の届出用紙引出しにある。)
- (2) 申請を許可された生徒は、登録ラベルを受領し、登録ラベルを自転車後部泥よけの後ろ等の見やすい箇所に貼る。
- (3) 自転車を新しくしたり、登録ラベルを紛失した場合、又は通学経路を変更する場合は、「更新」の手続きをするものとし、更新の手続きは上記申請の手続きに準ずるものとする。
- (4) やむを得ない事情により登録ラベルのない自転

車で通学せざるを得ない場合は、生徒手帳の連絡欄に事由、保護者印を記し、登校後直ちに担任、又は生活指導部に届け出て許可を得る。

### 3. その他

- (1) 校内での駐輪は多くの生徒が駐輪できるよう、指定された場所にきちんと詰めて駐輪する。
- (2) 以上の規定、注意事項等に違反した場合は許可取り消し等の指導を行う。

## －安全確保のための注意－

1. 日常生活において、特に留意すべきことは、自分、及び周囲の人たちの安全である。次のような点は、最低守るべき規則であり、マナーであり、心がけである。気の緩みやマナーの無視が、とりかえしのつかない事態を招いたりすることのないよう十分気を付けること。
2. 自転車通学者について
  - (1) 車体整備について常に心がけておくこと。  
(ライト・ブレーキ・ペダル等々)
  - (2) 危険性の高い、通学に不適切な自転車の使用は禁止する。
  - (3) S H R 時刻までに十分余裕を持って登校する。
  - (4) 交通規則を守り、マナーを乱さない。
    - ・信号無視をいかなるときもしない。
    - ・スピードを出しすぎない。
    - ・交差点などの要所における一時停止を怠らず、左右の安全を確認する。
    - ・雨の日に傘をさして乗らない。(乗る必要のある者は適切な合羽を着用する)
    - ・二人乗りはいかなるときもしない。
    - ・スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの自転車走行をしない。
    - ・歩道を走るときは次の注意をする。  
①自転車通行可の歩道以外の歩道は走らない。

②道路の両側に歩道がある場合は左側の歩道を用いる。

③歩道内は常に車道側を徐行する。

④歩行者の歩行を妨げることになるときは一時停止しなければならない。

・自転車同士で並んだり、広がったりして道をふさぐことのないようにする。

・勉強道具を入れるカゴをしっかりとつけるか、リュックを背負う。ハンドルにひっかけたりしない。

・事故の場合は人命を最優先し、その場で適切な処置をとった後、相手の氏名等を確認し、速やかに警察、及び学校に連絡する。

・歩行者その他の人から注意があった場合は、謝罪すべきところは潔く謝罪して、冷静にマナーの改善に努める。

(5) 登校後は必ず決められた場所に自転車を置く。

### 3. 車・バイクについて

本校では、車やバイク等での生徒の登下校はいっさい認めない。またこれらによって帰宅後学校に立ち寄ることなども認めない。違反者には学校として厳しく指導し、反省を求める。

校外において使用している免許取得者も、マナーや規則に反する行為は絶対に行ってはならない。

#### 4. その他の規定

- (1) 毎日の登校には時間的余裕をもたせること。S.H.R. 前に学校に到着できるようにする。
- (2) 登校後の外出は、原則として禁止する。止むを得ぬ事情がある場合は、担任もしくは同じ学年の先生に届け出て許可を得ること。昼食の弁当は家庭より持参する。
- (3) 履き物は、その場に合ったものをきちんと履く。上ばき・下ばき・体育館ばきの区別をつけること。
- (4) 校門や塀・柵ののりこえなどは厳につつしむこと。
- (5) 放課後の下校時刻を守る。帰宅時間については家庭と生徒の連絡を密にして、事故のないように努めること。
- (6) 震災について、「大規模地震時の生徒の行動指針」を確認しておくこと。

#### －携帯電話等使用規定－

携帯電話の使用に関しては、以下の事項を遵守すること。

- ①授業中及び授業に準ずる学習活動中には電源を切り、カバン等の中にしまっておくこと。(授業中にはマナーモードも含めて、呼び出し音やバイブを鳴らしてはならない)
- ②携帯電話の使用は、休み時間及び放課後の時間に限る。
- ③携帯電話の使用に際しては、校内での使用に限らず、以下のルールやマナーに沿った使用をすること。
  - ・インターネットやメール等を使用する際は、不適切な書き込み(特に他人への誹謗中傷)や不適切な画像の掲載をしない。
  - ・たとえ自己のプロフィールであっても、不特定多数の人に関覧されることを考慮し、掲載内容には十分な注意と配慮をすること。
  - ・18歳未満の生徒の利用を禁じているサイトの使用など、法律に触れる使用をしない。
  - ・詐欺や出会い系サイトなどの、事件や犯罪に巻き込まれる恐れのある不適切なサイトへの不用意なアクセスをしない。
- ④携帯電話は盗難の恐れもあり、個人情報の流失になることから管理は各自責任を持って紛失することのないよう徹底すること。

- ⑤歩きスマホは、危険で事故等、人とのトラブルにつながるケースがあるので絶対にやめること。また、通話や着信音、音楽など音が漏れることは周りの人々迷惑なのでマナーを守ろう。
- ⑥無断で人の写真を撮ったり掲載を絶対にしないこと。

(生徒の情報通信端末等の持ち込みによる  
取り扱いの基本方針)

- ①教員から指示があった場合に、教育活動で使用する。
- ②授業等で使用しない場合は、鞄に入れておく。
- ③授業時等に、目的外使用はしない。
- ④情報モラル及びマナーを励行し、東京都及び府中高校のSNSルールは厳守する。

(府中高校SNSルール)

- 個人情報（自分・友人・家族等）を公開しない！  
住所（住所を特定できるもの）・写真・名前・学校  
など全てNG  
他人のSNSから許可なく転送、掲載することもNG

- 送信、投稿をする前にもう一度読み直す！  
誰かを傷つけるかも？ 相手を不快にさせるかも？  
もう一度考えて！  
ネットに公開した情報は削除できない可能性がある!!

- SNSで知り合った人（=知らない人）とは直接会わない！  
SNSの情報は本当かどうかわからない！ 相手は知らない人  
ネット犯罪は意外と近くに隠れている